



# 島根県報

平成29年4月28日（金）

第2,898号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	2
保安林予定森林（3件）	（森林整備課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を定める告示	（観光振興課）	3

**告 示****島根県告示第249号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年 4 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社C a r e I n n o v a t i o n	介護予防通所介護	デイサービスM I L K 新	出雲市斐川町上庄原1649	平成29年 4 月20日

**島根県告示第250号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平田中央土地改良区の定款変更を平成29年 4 月21日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 4 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第251号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 4 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
江津市桜江町田津582-2、583-1、584-1、584-2、725-3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第252号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 4 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿足郡吉賀町柿木村白谷1593-1、1593-2、1593-4、1594-3
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第253号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 4 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿足郡吉賀町上高尻795-2
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第254号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成28年島根県告示第329号）は、廃止する。

平成29年 4 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

外国人観光客誘致事業補助金

## 2 交付の目的

外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤づくりを促進することを目的とする。

## 3 交付の対象となる事業、交付の対象者、補助対象経費、交付の率及び限度額

対象事業	交付の対象者（事業実施主体）	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
(1) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のある事業	(1) 島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者 (2) (1)の事業者により構成される団体等	(1) 情報発信ツールの整備に要する経費（情報発信ツールはパンフレット、ホームページ等自社の情報を発信するものとし、新規に整備する場合に限る。）	2分の1	500千円
		(2) 施設整備に要する経費 (3) 外国人観光客に対するオンデマンド交通運行に要する経費 (4) その他外国人観光客受入体制整備のために必要と認められる経費		
(1) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のある事業	(1) 島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者 (2) (1)の事業者により構成される団体等	(5) 海外へのプロモーションに要する経費	2分の1	200千円
		(6) 先進地事例研究に要する経費		
(2) 輸出物品販売場（免税店）整備（クレジットカード決済環境整備）	民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者に限る。）であって、島根県内に事業所を有し、輸出物品販売許可を受けたもの又は受ける予定のもの	施設設備の整備に要する次の経費 ア 店舗改装等の施設整備に要する経費 イ POSレジ、クレジット端末機等設備整備に要する経費	2分の1	500千円
(3) 県内の観光施設等への公衆無線LANネットワーク整備	(1) 民間事業者 (2) 民間事業者により構成される組合 (3) その他知事が適当と認める団体	公衆無線LAN整備に要する次の経費 ア 無線LANルーター等機器購入経費 イ 設置工事費	2分の1	事業実施主体当たり400千円

注1 対象事業(1)の補助対象経費については、次のとおりとする。

ア (5)の海外へのプロモーションに要する経費を申請するに当たっては、プロモーションに係る資料等が整備されていること。また、旅費については、補助対象経費の実支出額の2分の1又は訪問回数に50千円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

なお、プロモーションの対象とする地域は、知事が必要と認める地域とし、同一事業実施主体による申請は、年度内4回を上限とする。

イ (6)の先進地事例研究に要する経費に係る旅費については、補助対象経費の実支出額の2分の1又は50千円のいずれか低い額とする。

2 対象事業(3)の観光施設等とは、宿泊施設、観光施設及び公共交通機関とする。

3 同一事業実施主体が対象事業(1)、(2)及び(3)のうち複数の事業を行う場合の交付の限度額は、補助対象経費の各々

の交付の限度額を超えない範囲内において、合算して500千円までとする。